

現在多数の会員医療機関から50万枚を超える申し込みをいただいております。  
このたび、さらに提供できるよう手配が整いました！

各位

2020年5月  
兵庫県保険医協会

## 御希望の会員医療機関に 有料マスクを頒布いたします

平素は当会の活動にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。また、大変な状況の中、地域住民に対する第一線医療の提供に、心より敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、医療機関においてもマスク確保が困難な状況が続いております。各医療機関におかれましても、苦心しながらのやりくりを余儀なくされていることと思います。協会にも多くの医療機関から問い合わせをいただいておりますことを踏まえ、このたび一定数の有料マスクを準備させていただきました。必要な方は下記FAXにてご連絡ください。お申込みいただき次第、順次発送させていただきます。また、今後も継続的に供給できるよう、マスク確保に努力してまいります。

不織布三層構造マスク 1箱50枚入り2,150円(税・送料別)

-----  
【マスク注文FAX：078-393-1802】 兵庫県保険医協会・事務局宛

- 6箱 300枚セット（12,900円税・送料別） [        ]セット  
 50箱 2500枚セット（107,500円税・送料別） [        ]セット

※セット枚数は包装の都合上の区分ですので御了解下さい

医療機関名	会員氏名
住所：〒        -	(担当者氏名        )
TEL	FAX

※代金は、先生方の会費口座から引き落とさせていただきます

# 兵庫県保険医協会 姫路・西播支部ニュース No. 261 2020年5月25日



発行 兵庫県保険医協会姫路・西播支部 支部長 正木茂博  
 連絡先 〒650-0024 神戸市中央区海岸通1-2-31 神戸フコク生命海岸通ビル5F  
 兵庫県保険医協会 TEL/078-393-1807 FAX/078-393-1802

## 協会「景品付クイズチラシ」

# 姫路・西播地域から14の方が当選

協会が3月末まで実施した景品付きクイズチラシ「クイズで考える日本の医療2019スペシャル」には、合計9141通の応募があり、年金・社会保障制度の改善を求める声が、幅広い世代から多数寄せられた。支部では20以上の医療機関が取り組みに協力し、市民14人が当選した。

この企画は、毎回、日本の社会保障制度について、市民の方にクイズを通して知っていただくことを目的に実施しているもの。今回は日本の年金制度について取り上げた。

貯蓄が2000万円未満の高齢者世帯の割合や、年金積立水準の国際比較などを通して、日本の低年金の現状を明らかにするとともに、世界一高い積立金を活用すれば年金支給額を引き上げられることが分かるような内容。また、政府が進める医療や介護の負担増計画ではなく、負担を減らすことこそが、安心して暮らせる老後に必要ではないかと問いかけている。

12月から3月まで約4カ月間、会員医療機関または協会ウェブサイトで患者・市民からの応募を受け付けた。正解者の中から50人に1人の割合で、ハムやソーセージ、洋菓子、コーヒーなどが当たる。

クイズは年金支給額の増減、高齢者の預貯金額、日本の年金積立額などを問うている。

景品付きクイズチラシは患者・市民に、楽しみながら日本の医療に関する情報を知ってもらえることが魅力で、2005年の開始以来、毎回好評を博している。

次ページでは、クイズに応募した市民からの声を紹介する。

## クイズチラシに寄せられた声

- 今後の年金事情が不安(姫路市・22歳)
- 積立金がたくさんあるにもかかわらず、年金受給額が少ないのはおかしいです。安心して暮らせるように医療、介護の負担額も減らして欲しいです(姫路市・51歳)
- 確かに納得できない(姫路市・63歳)
- カラフルなので思わず目をひきました。文字も分かりやすく興味をもって一読させて頂きました。(太子町・51歳)
- 医療や介護の負担額増加はおさえて欲しい(姫路市・71歳)



抽選は協会事務所で担当役員により行われている

### ドクターを支える 保険医協会の共済制度 をおすすめします

✓中長期の資産形成に

**保険医年金と  
積立年金DefLデフェル**



✓病気やケガの休業に

**休業保障制度と所得補償保険**

✓死亡・高度障害に

**グループ保険と新グループ保険**

✓医事紛争に備えて

**医師賠償責任保険**

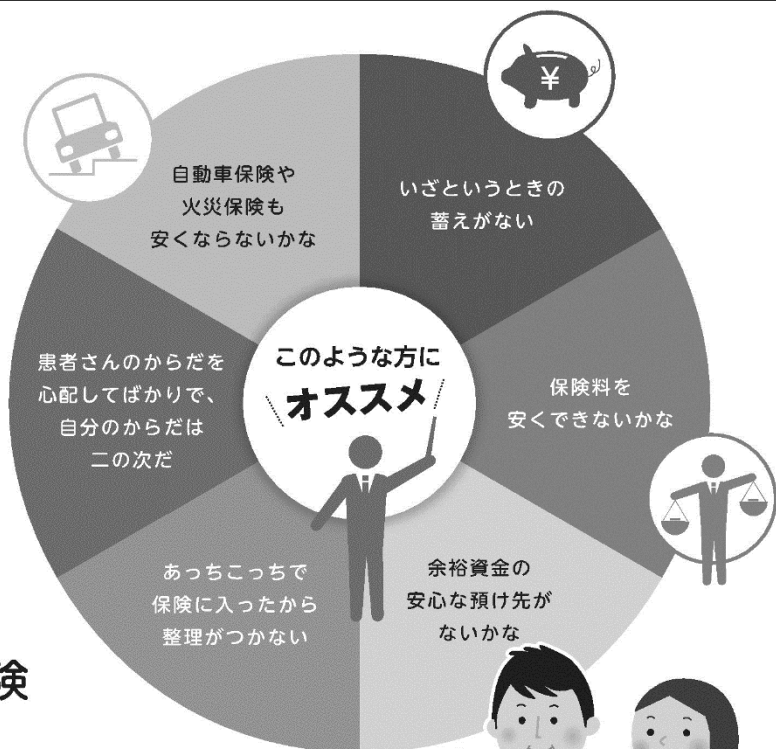
✓団体割引の

**自動車保険と火災保険**

✓天災や火災、特定感染症による休業損害に  
**ビジネスキーパーの休業損害補償**

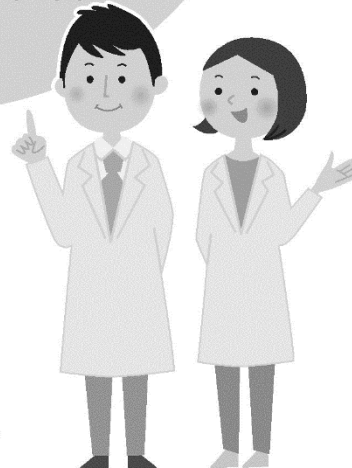
✓三井住友海上あいおい生命の

**医療保険とガン保険**



**春の共済制度募集  
好評受付中!**

協会の共済はご加入内容をまとめて管理。  
ワンストップサービスを提供します。



お問合せは共済部まで ☎ 078-393-1805



<http://www.hhk.jp>

## 医科新点数 Q&A ①

4月より診療報酬の改定が行われた。医科の新点数について、お問い合わせの多い項目について、Q&Aを掲載する。

### 【診療情報提供料Ⅲ】

Q1 診療情報提供料(I)と診療情報提供料(Ⅲ)の違いは何か。

A1 診療情報提供料(I)は、「別の保険医療機関での診療の必要を認め、患者の紹介を行った場合」に算定し、診療情報提供料(Ⅲ)は、「紹介元の保険医療機関からの求めに応じ、患者の診療状況を示す文書を提供した場合」等に算定する。

Q2 診療情報提供料Ⅲは、初診料を算定する日であっても算定できるか。

A2 原則算定できない。ただし、次回自院に受診する日の予約を行った場合は、初診料を算定する日であっても算定できる。なお、この場合、次回受診時に予約に基づく診察による特別の料金は徴収できない。また、妊娠中の患者で、診療に基づき、頻回の情報提供の必要を認めた場合は、初診料を算定する日であっても算定できる。

Q3 どのような場合に算定できるのか。

A3 継続的に診療を行う以下の患者に対し、紹介元の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合、初診料を算定する日以外の日、提供する保険医療機関ごとに3カ月に1回に限り算定できる。

ア. 地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る)のいずれかを届け出ている保険医療機関(以下、かかりつけ医機能を有する保険医療機関)から紹介された患者

イ. 他の保険医療機関から、上記アの保険医療機関に紹介された患者

ウ. 他の保険医療機関から紹介された妊娠中の患者

Q4 診療情報提供料(Ⅲ)について、紹介元の医療機関に対して単に受診した旨を記載した文書を提供した場合には算定できないか。

A4 単に受診した旨のみを記載した文書を提供した場合は算定できない。

Q5 紹介された患者が、紹介元の医療機関への受診する予定が明らかでない場合についても、算定可能か。

A5 算定できない。

Q6 予約した次回受診日に患者が受診しなかった場合または予約した次回受診日を変更した場合についても、算定可能か。

A6 算定可能。

### 【在宅自己注射指導管理料バイオ後続品導入初期加算】

Q1 バイオ後続品導入初期加算は、どのような場合に算定できるか。

A1 バイオ後続品の有効性や安全性の説明を行い処方した場合に、初回処方月から3カ月を限度に、月1回所定点数に加算する。

Q2 バイオ後続品とはどのようなものか。

A2 バイオ後続品とは、先発品と同一では

ないが、同等・同質の品質、安全性、有効性を有することが治験等により確認されているバイオ医薬品のことである。例えば、一般名「インスリングルルギン(遺伝子組換え)[インスリングルルギン後続1]」(販売名「インスリングルルギンBS注カート[リリー]」)等が該当する。

